

## リユース品、使用時の注意！

近年、リユース品（再利用の中古品）の売買は、店頭販売だけではなくフリマアプリやインターネットオークションといったサービスも充実し、時間や場所を問わず個人間で気軽に行えるようになってきました。その反面、リユース品によるトラブルが増加し、トラブルの約8割は火災が原因となっているため注意が必要です。

【事例1】リサイクルショップで購入した電気洗濯機がリコール対象製品であり、不具合のあったコンデンサーが内部ショートを起こして出火した。

【事例2】インターネットで購入した中古品のノートパソコンを充電中、非純正品のバッテリーパックが内部ショートし、出火した。

【事例3】譲渡された石油ストーブの消火時に、異音がして出火した。

### 【トラブルにあわないために】

事例1はリコール対象製品でした。事例2は純正品ではないバッテリーの充電制御機能が不十分だったことによる事故です。事例3は長期間使用され「しん」がやせ細り短い状態で使用されていたための事故です。

リユース品の事故を防ぐためには、提供する側、入手する側のそれぞれで気を付けるべきポイントがあります。

#### ●提供する側（譲渡、売却などする場合）

- ・自らが修理・改造した製品は提供しない。
- ・リコール対象製品でないことを確認する。もし対象品だった場合は、提供を止め、製造元に連絡する。
- ・非純正バッテリー（いわゆる互換品として販売されている他社製のバッテリー製品）を取り付けた製品である場合は、その旨を伝える。
- ・製品の製造年数を伝えるとともに、異常など不具合のあった製品は提供しない。

#### ●入手する側（譲受、購入などする場合）

- ・製品の修理や改造の履歴を確認したうえで判断する。
- ・製品がリコール対象製品ではないことを確認する。
- ・非純正バッテリーが取り付けられている場合、製品本体の事業者のホームページ等で事故情報などの注意喚起が掲載されていないか確認する。
- ・製造年月日から長期間使用された古い製品か、変形などがいないか確認する。

少しでも「おかしいな？」と思ったら、困ったときは下記相談窓口にご相談ください。また、リコール品の確認等については<sup>ファイト</sup>NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構製品安全センター）のホームページをご覧ください。

**消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820**

午前8時30分～午後5時15分（年末年始は12/29～1/3お休みです）

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用  
来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

